

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

169

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建設業法に係る行政機関に対する調査・照会権限の規定の追加

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建設業法に、関係行政機関又は関係地方公共団体に対して照会等を行うことができる旨を規定すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

建設業法第8条では建設業許可の欠格要件が規定されており、例えば、禁錮以上の刑に処せられ、刑期満了から5年を経過しない者に対しては、県は建設業の許可をしてはならないとされている。

建設業許可申請に際して、申請者は欠格要件に該当しない旨を誓約する「誓約書」を提出することとされているが、当県では、欠格要件の適切な把握のため、他の関係行政機関等に対して欠格要件の調査を行う事例がある。

【支障事例】

建設業法において、関係行政機関等に対する調査・照会権限が規定されていないため、関係行政機関等に対して欠格要件の照会を行っても、個人情報保護等の理由により回答が得られない場合があり、欠格要件の適切な把握に支障が生じている。

類似事例として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、法律の規定に基づく事務に関して、関係行政機関等に対し、照会し、又は協力を求めることができる旨規定されており、産業廃棄物処理業の許可申請に当たり、欠格要件等を調査することができるため、建設業法においても同様の規定を求めるものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

標準処理期間内での許可発出がより確実なものとなる。

（当県の状況）

標準処理期間 18日（休日除く）

この期間内で確認が必要なものについては、他機関へ照会を実施している。

他機関からの回答遅延又は拒否があった場合、標準処理期間内に許可を発出することができなくなるケースもある。

根拠法令等

建設業法第3条、同法第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、大阪府、徳島県、長崎県

○新聞報道等で建設業の役員が逮捕された等の情報があった場合において、確定判決後の犯歴を照会できないため、処分に支障をきたす場合がある。